

# はぐれてしまった犬・猫が、 飼い主の元に帰れたのには理由があります。

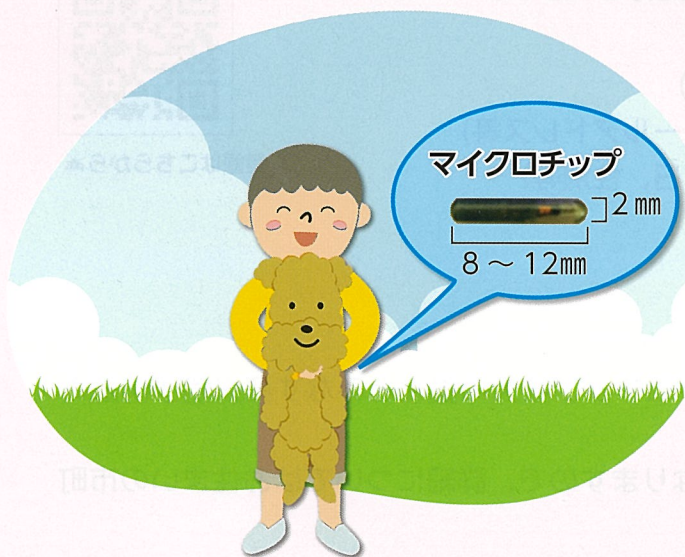


万が一、ペットとはぐれてしまった時のために**※所有明示**  
を徹底しましょう。

※所有明示：マイクロチップ、鑑札（犬）、迷子札など

## 令和4年（2022年）6月1日から 犬と猫のマイクロチップ装着・登録制度 が始まりました。

※本制度は民間事業者等が実施しているマイクロチップ登録事業とは異なります。



- ・ 飼い主は、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着と所有者情報の登録に努めましょう。
- ・ マイクロチップが装着された犬・猫を譲り受けた場合は、マイクロチップ登録情報の変更が義務となります。

（動物の愛護及び管理に関する法律）

マイクロチップについての必要な手続等は裏面へ

## 飼い主の方に必要な手続き

- ① マイクロチップが装着・登録された犬・猫を新たに飼い始めたとき  
→ 所有者情報の変更登録を行ってください。
- ② 飼い犬・飼い猫に新しくマイクロチップを装着したとき  
→ マイクロチップ情報、所有者情報等を登録してください。
- ③ 登録内容（住所、連絡先等）に変更があったとき  
→ 登録事項を変更してください。（手数料無料）
- ④ 登録した犬・猫が亡くなったとき  
→ 死亡の届出を行ってください。（手数料無料）

マイクロチップ登録に関するお問合せ先  
公益社団法人日本獣医師会（指定登録機関）  
電話：03-6384-5320  
〒107-0062  
東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

## お手続き方法

マイクロチップ情報登録サイト (<https://reg.mc.env.go.jp>) 又は郵送のいずれかの方法で手続きしてください。

登録手数料：マイクロチップ情報登録サイト 300 円、郵送 1,000 円

※郵送をご希望の場合は、紙申請対応窓口（03-6758-6170）までお問合せください。

### 用意するもの

- ① マイクロチップが装着された犬・猫を新たに飼い始めたとき

・登録証明書

マイクロチップ情報を登録した際に指定登録機関から交付されるものです。マイクロチップが装着・登録された犬・猫を新たに飼い始めた際に、前の所有者から入手してください。

- ② 飼い犬・飼い猫に新しくマイクロチップを装着したとき

・マイクロチップ装着証明書

マイクロチップを装着した獣医師から発行されます。

### 登録する内容

- ・マイクロチップの識別番号（数字 15 桁）
- ・所有者情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ・動物の情報（名前、品種、毛色、生年月日、性別等）



登録はこちらから▲

## その他

令和 4 年（2022 年）6 月 1 日からマイクロチップを犬の鑑札とみなす狂犬病予防法の特例制度が始まりました。

本制度への参加状況は市町村によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市町村にお問合せください。

茨城県保健医療部生活衛生課／茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
電話：029-301-3418

茨城県動物指導センター／茨城県笠間市日沢 4 7  
電話：0296-72-1200